

半田市会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月十六日

半田市長 久世 孝 宏

#### 半田市規則第四十一号

半田市会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則

半田市会計管理者補助組織規則（昭和六十三年半田市規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

#### 附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。